

**第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
配宿準備業務仕様書(案)**

1 委託業務名

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会配宿準備業務

2 業務の目的

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会(以下「国スポ・全障スポ」という。)における大会参加者等が宿泊する宿泊施設(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項の規定により営業の許可を受けている施設(以下「宿泊施設」という。))の宿泊料金や施設の概要等を把握するため、調査を実施する。

また、公益財団法人日本スポーツ協会との協議を図るため、仮配宿計画を作成の上、第 82 回国民スポーツ大会における宿泊料金原案等を作成する。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日(月)までとする。

4 通則

- (1) 本調査を実施するに当たり、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会(以下「委託者」という。)に納期までに委託業務を完了するための業務実施計画書を提出し、詳細に協議を行い、作業を進めるものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、別紙「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針」、「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会宿泊基本計画」等に留意するものとする。
- (3) 別途、必要な資料がある場合は、委託者が確認の上、貸与するものとする。

5 業務の対象地域

本業務に係る調査の対象とする地域は、第 82 回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。・第 27 回全国障害者スポーツ大会(以下「全障スポ」という。))において配宿が想定される地域とする。ただし、長野県内については全域とし、県外で配宿が想定される地域がある場合は、委託者と協議の上、決定するものとする。

6 業務の内容

(1) **宿泊施設調査(国スポ本大会、全障スポ、国スポ冬季大会)**

ア 調査対象施設

「5 業務の対象地域」に所在する宿泊施設のうち、風紀上支障のある施設等を除いた選手・監督等の配宿先として想定される施設とする。委託者は、宿泊施設名簿を貸与する。

宿泊施設数は最大約 2,350 施設を想定するが、知見を活かし、国スポ・全障スポ選手・監督等の配宿先として想定される施設を選定すること。選定に当たっては、委託者、競技会場地市町村、関係団体等の意見を聞き、根拠を示して選定を行うこと。

イ 調査内容

(ア) 宿泊料金調査

a 調査内容

全ての調査対象施設の9月～10月の営業料金体系（平日・休前日・休日別、部屋タイプ別、1泊2食・1泊朝食・素泊まり別）を調査し、宿泊料金原案を作成する。なお、国スポ冬季大会の会場地となる長野市、飯山市、岡谷市、軽井沢町、南牧村においては、9月～10月の営業料金体系及び1月（正月を除く）～2月の営業料金体系も調査すること。（平日・休前日・休日別、部屋タイプ別、1泊2食・1泊朝食、素泊まり別）

また、料金を調査する際は、調査時点の実勢料金と、国スポ・全障スポ開催時の宿泊料金とが異なること、国スポ・全障スポ宿泊料金は実勢料金とは考え方が異なる点等に留意し、委託者と協議の上、調査内容を決定すること。

b 宿泊施設別単一宿泊料金の算定

調査により得られた宿泊料金に基づき、両大会での実際の利用を想定した合理的な方法により、宿泊施設ごとに単一宿泊料金を算定する。ただし、算定作業に入る前に必ず委託者と算定方法について協議するものとする。

c 調査結果の集計

参考資料1に掲げる宿泊料金区分及び以下の項目に応じた集計を行う。

- (a) 宿泊料金区分別の宿泊施設の単一宿泊料金及び収容人数一覧(別紙1)
- (b) 宿泊料金区分別の宿泊施設数(別紙2)
- (c) 宿泊料金区分別の収容人数(別紙3)
- (d) 市町村別の平均宿泊料金(別紙4)
- (e) 旅館、ホテル、ビジネスホテル、民宿等の割合(別紙5)
- (f) 宿泊施設提供意向数【R5年度との比較】(別紙6)
- (g) 18,000円以上の宿泊施設一覧【料金の調整内容】(別紙7)
- (h) バリアフリー対応施設一覧(別紙8)

(イ) 宿泊施設実態調査

a 調査内容

6(1)アに記載の調査対象施設の客室数、両大会への提供可能客室数、提供可能人数、食事提供方法、料金支払い方法等について調査を行う。

b 調査項目

以下の項目を基本として調査を行う。

- (a) 基本情報(宿泊施設名、所在地、連絡先)
- (b) 施設区分(ホテル、ビジネスホテル、旅館、民宿・ペンション、公共宿泊施設、寮・保養所、ユースホテル、その他)
- (c) 客室情報(総保有客室数及び総収容人数、両大会へ提供可能な客室数及び収容人数等)
- (d) 駐車場の状況(駐車場の有無、駐車台数、駐車料金)
- (e) 期間限定営業の有無
- (f) 会議室の状況
- (g) 共同浴場(大浴場)の状況
- (h) 洗濯設備・サービス等(洗濯機・乾燥機の設置の有無、ランドリーサービスの有無、

近隣コインランドリーの状況)及び周辺施設の状況(有料駐車場、レストラン、入浴施設、コンビニ等の情報)

(i) 食事提供状況・食事提供主体(提供状況(1泊2食、1泊朝食、素泊まり)、提供主体(自家調理、テナント、仕出し))

(j) バリアフリー設備の設置状況

(k) 料金支払い方法

(l) 料金の調整(食事内容、部屋人数の変更による料金の調整可能性)

C 調査結果の集計

上記調査項目について、全体集計、市町村ごとの状況が分かるように集計を行う。

また、集計結果を項目ごとに分析し、想定される課題を抽出する。

ウ 調査方法

(ア) 委託者と協議の上、宿泊料金調査及び宿泊施設実態調査の調査要領、調査票、記入要領、調査対象施設一覧及びその他調査に必要な書類を作成し、調査対象施設に対する調査を行う。

(イ) 作成した調査要領、調査票、記入要領等を調査対象施設へ発送し、調査票を回収する。
なお、前述(ア)で作成した書類について発送前に必ず委託者の了承を得てから発送すること。
また、宿泊施設の負担を軽減するよう努めること。

(ウ) 回答数が(2)仮配宿計画の作成に影響を与えるため、未回答の施設に1回以上、電話、FAX、メール等、回答率の向上を図るための対応策を実施する。
また、回答漏れ等についても問合せを行うこと。

(2) 仮配宿計画の作成(国スポ本大会、国スポ冬季大会)

宿泊料金調査及び宿泊施設実態調査の結果及び集計結果を参考に仮配宿計画を作成する。

なお、仮配宿を行った上で、18,000円以上の宿泊施設に対して料金の調整を行い、その結果による仮配宿も行う2種類の仮配宿を行う。

ア 配宿日及び配宿人数

競技別配宿想定日及び競技別配宿人数を見込む。

なお、宿泊施設実態調査で提供意向のあった宿泊施設に対し仮配宿を行うが、客室提供数が不足する場合は、提供意向の無い宿泊施設にも仮配宿を行う。その場合の客室提供率の算出は、委託者と協議の上、実施する。

イ 分類

(ア) 会場地市町村別、競技種目別、料金別の区分で仮配宿を行う。なお、分類方法は、参考資料3により、精度の高い仮配宿方法について提案し、委託者と協議の上、実施する。

(イ) 宿泊料金が18,000円以上の宿泊施設については、別紙7を参考に食事のグレード変更や1部屋あたりの人数を増やすことによる料金の調整を行う。調整後の金額をまとめ、参考資料4により調整後の金額で仮配宿を行う。

ウ 料金の区分

仮配宿は、1泊2食の料金で分類するが、食事提供の無い宿泊施設の分類は、食事代として一定の料金を加算するみなし料金で分類する等、委託者と協議の上、実施する。

エ 配宿先

競技会場地市町村への配宿を基本とし、不足する場合は、競技会場から概ね30分圏内の

隣接する市町村へ広域配宿する。なお、広域配宿先は、委託者が令和6年度に会場地市町村に対して実施した充足対策意向調査で会場地市町村から希望のあった広域配宿先を十分参考とし、検討すること。(広域配宿希望先は別途委託者から情報提供する。)

(3) 宿泊料金の分析(国スポ本大会、国スポ冬季大会)

宿泊料金原案の提案にあたり、宿泊料金調査、宿泊施設実態調査、仮配宿計画の結果及び先催県の状況を参考としながら、以下の項目について具体的検討及び分析を行う。

- ア 県勢(地理、歴史、交通網、観光動態等)
- イ 先催県の国民体育(スポーツ)大会宿泊料金の推移
- ウ 先催5県(鹿児島県、佐賀県、滋賀県、青森県、宮崎県)と比較した宿泊事情(宿泊施設数、観光客数、観光地・温泉地の状況、旅館・ホテル・ビジネスホテル・民宿等の比率)
- エ 消費者物価指数、各種経済指標の推移
- オ 欠食控除(先催県の状況及び課題)
- カ 宿泊取消料(先催県の状況及び課題)
- キ 報道員及びその他大会関係者の宿泊料金等(先催県の状況及び課題)
- ク その他宿泊料金原案の提案にあたり必要な事項

(4) 宿泊料金原案等の提案(国スポ本大会、国スポ冬季大会)

ア 宿泊料金原案

(ア) 宿泊施設別単一宿泊料金の算定方法(具体的な算出根拠)を提案する。

(イ) 各宿泊施設と調整を図り、宿泊施設別に適用する単一宿泊料金(案)を作成する。

(ウ) 宿泊料金調査、宿泊施設実態調査及び仮配宿の結果を踏まえ、委託者が開催する第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会宿泊・衛生専門委員会(以下「専門委員会」という。)、専門委員会の下部組織である宿泊部会(以下「部会」という。)での審議及び公益財団法人日本スポーツ協会との協議を行うための宿泊料金原案を作成する。料金は以下の区分により提案すること。

- a 選手・監督
- b その他大会参加者(都道府県本部役員、競技会役員、競技役員、正規視察員)
- c 報道員及びその他大会関係者

なお、宿泊料金原案の作成にあたっては、当該料金設定の具体的根拠を示すこと。

また、宿泊料金原案作成する際は、宿泊料金調査、宿泊施設実態調査及び仮配宿の結果を十分考慮すること。

イ その他の提案

- (ア) 欠食控除の取扱い
- (イ) 宿泊取消料の取扱い

(5) 配宿等における課題解決のための対応策の提案(国スポ本大会、全障スポ、国スポ冬季大会)

宿泊料金調査、宿泊施設実態調査及び仮配宿の結果から、以下に想定される課題を抽出し、配宿等における課題解決のための対応策を提案する。

- ア 宿泊料金調査、宿泊施設実態調査結果及び仮配宿計画の結果に対する対応策の提案
- イ 宿泊施設充足対策の効果的な実施方法

ウ 負け帰り対策

エ 参加区分別、競技区分別の配宿特性を考慮した配宿方法

これまでの国民体育(スポーツ)大会における配宿実績を基に、国スポ実施競技の競技別、参加区分別の宿泊特性(「負け帰り」の有無、シングル希望・相部屋の可否、洋室・和室、朝食提供時間、食事の内容・量、夕食の欠食動向、会議室利用の有無等)の分析及び課題を抽出の上、配宿方法について提案すること。

オ 全障スポの本配宿における課題解決のための支援方法の提案

カ その他参考となる事項の提案(県と会場地市町村との打合せへの出席等)

(6) 必要に応じた会議支援

委託者から要請があったときには、委託者が設置する専門委員会又は部会で使用する資料((1)~(5)で作成した資料以外で必要と認められるもの)の作成を行い、必要に応じ、専門委員会又は部会へ出席し、本業務について説明・報告する。なお、説明・報告内容等については、事前に委託者と協議するものとする。

また、受託者は専門委員会及び部会で提言のあった意見及び対応策等については、原則報告書に反映させるものとする。

(7) その他の提案

その他、国スポ・全障スポの参加者等の宿泊対策に関し提案できるものがあれば提案すること。

7 協議、打合わせ

(1) 本業務における協議及び打合わせは、業務着手時(1回)、中間打合せ(5回)、宿泊料金調査報告書納入時(1回)、宿泊施設実態調査報告書納入時(1回)、仮配宿計画報告書案納入時(1回)、仮配宿計画最終報告書納入時(1回)の最低10回は行うものとする。

なお、中間打合せの回数は、委託者と協議の上、変更できるものとする。

また、業務の進捗により委託者からの要請があった場合は、上記以外でも打合せに応じることとする。

(2) 打合わせの場所は、長野県庁を基本とする。

8 権利業務の譲渡等

契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、委託者の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 業務実施にあたっての留意事項

(1) 業務全般の管理監督及び委託者との連絡、調整を行う管理責任者を置くとともに、本業務に関し十分な知識・経験を有する者をもって適切に業務を実施すること。

(2) 本業務の実施にあたっては、本県の地域特性を考慮すること。

(3) 本業務のために作成した各種資料等の著作権は、委託者に引き渡した時点で、委託者に帰属するものとする。

なお、委託者が組織改正を行い、それに伴って名称を変更した場合は、その著作権は名称

変更後の組織に、組織の解散があった場合は、長野県に帰属するものとする。

- (4) 本業務の実施にあたり、他の個人・団体等の著作に係る文献や資料等を引用する場合は、著作権者の了解を得た上で、引用した文献等の名称を明記すること。
- (5) 本業務の実施に伴い必要な関係行政機関等への届出等の申請を行うこと。
- (6) 業務の進捗状況に応じて、委託者に随時報告を行うこと。
- (7) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき事由による成果品の不良箇所等が発見された場合は速やかに訂正等の措置を行うものとし、これに要した費用はすべて受託者の負担とする。
- (8) 対象となる宿泊施設との折衝において、トラブルの防止に努めるとともに、トラブルが生じた場合は、受託者の責任により対処しなければならない。
- (9) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき事由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正等の措置を行うものとし、これに要した費用は全て受託者が負担する。
- (10) 本業務に関する詳細については、本業務の契約予定者の決定後に委託者と受託者の間で締結する委託契約書において定めるものとする。なお、委託者が組織改正を行い、それに伴って名称を変更した場合は、名称変更後の組織に契約上の権利、義務が帰属するものとする。
- (11) 本業務を実施するにあたり作成する別紙1～別紙8については、国スポ本大会、国スポ冬季大会、全障スポそれぞれに作成すること。なお、委託者と協議の上、委託者がまとめて作成することが可能と認めたものについてはこの限りでない。
- (12) 本業務の実施にあたっては、これまでの経験・実績等を活かしつつも、仕様書及び委託者の意向を確認、尊重し業務を行うこと。

10 再委託

- (1) 業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

11 著作権等

(1) 著作権者

本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属するものとし、委託者は、これらの制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、受託者は、委託者に対して著作権法に規定する著作者人格権を行使しないことを原則とする。

(2) 権利関係の処理

ア 委託業務の実施により作成される成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

イ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

12 個人情報の取得、保護、管理等

- (1) 本業務の実施する上で知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせてはならない。
- (3) 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

13 成果品の納入

本業務の成果品は、以下のとおり納入するものとする。

なお、成果品の納入後、内容の変更、不備があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行い、契約期間終了日にまでに納入すること。

(1) 宿泊料金調査報告書(料金原案等の提案含む)

ア 規格 製本版：A 4 縦版(A 3 判折込可)

データ：マイクロソフト社製 Word・Excel 等により編集可能な形式

イ 部数 製本版：5 部

データ：CD-R(RW)、DVD-R(RW) 3 枚

ウ 納入期限 令和 7 年 10 月 10 日(金)

(2) 宿泊施設実態調査報告書(宿泊施設が記入した調査票の原本を含む)

ア 規格 製本版：A 4 縦版(A 3 判折込可)

データ：マイクロソフト社製 Word・Excel 等により編集可能な形式

イ 部数 製本版：5 部

データ：CD-R(RW)、DVD-R(RW) 3 枚

ウ 納入期限 令和 7 年 10 月 10 日(金)

(3) 仮配宿計画報告書案

ア 規格 製本版：A 4 縦版(A 3 判折込可)

データ：マイクロソフト社製 Word・Excel 等により編集可能な形式

イ 部数 製本版：5 部

データ：CD-R(RW)、DVD-R(RW) 3 枚

ウ 納入期限 令和 7 年 10 月 10 日(金)

(4) 仮配宿計画最終報告書

ア 規格 製本版：A 4 縦版(A 3 判折込可)

データ：マイクロソフト社製 Word・Excel 等により編集可能な形式

イ 部数 製本版：5 部

データ：CD-R(RW)、DVD-R(RW) 3 枚

ウ 納入期限 令和 7 年 12 月 26 日(金)

(5) 配宿等における課題解決及びその他の提案書

ア 規格 製本版：A 4 縦版(A 3 判折込可)

データ：マイクロソフト社製 Word・Excel 等により編集可能な形式

イ 部数 製本版：5 部

データ：CD-R(RW)、DVD-R(RW) 3 枚

ウ 納入期限 令和 8 年 3 月 23 日(月)

14 その他

本仕様書の記載事項に定めのない事項その他業務の実施に係る疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分協議を行ったうえで実施すること。